

(人材紹介料)

1. 委託者(委託者の親会社、子会社その他の関係会社を含む。以下、本条及び次条において同じ。)は、受託者が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が入社(就労を開始した日をいう。以下同じ。)した場合、受託者に対し、人材紹介料を支払うものとする。
2. 前項の人材紹介料は、当該候補者の理論年収を基準として、以下の各号に定める割合により算出する。
 - 2.1. 理論年収が800万円未満の場合:理論年収の40%(消費税別)
 - 2.2. 理論年収が800万円以上の場合:理論年収の50%(消費税別)
3. 「理論年収」とは、採用通知書に記載された報酬1年分の合計額をいう。なお、年俸制の場合は当該年俸額を理論年収とし、1年未満の有期雇用契約の場合は、当該契約期間に基づく報酬額を1年間に換算した額を理論年収とする。
4. 委託者は、採用が決定した場合、労働基準法第15条第1項に基づき労働条件を明示した採用通知書または雇用契約書の写しを、速やかに受託者に提示するものとする。
5. 委託者は、候補者が内定を承諾した後、委託者の都合により採用を取り消した場合には、当該候補者が入社したものとみなし、人材紹介料を支払うものとする。